

ひとり親家庭の皆さんへ ひとり親家庭等医療費助成制度

問 こども支援課 ☎ 243

町では、母子・父子家庭等のひとり親家庭等の皆さんの生活の安定と自立を支援し、福祉の増進を図ることを目的に医療費の一部を助成しています。

▶ **対象者**…母子・父子家庭、親のいない子を育てている養育者家庭、父または母に一定の障がいがある家庭で、18歳到達後の最初の3月31日（障がい20歳未満）までの児童を養育している家庭（所得制限有：児童扶養手当の限度額と同じ）。※生活保護受給者、重度心身障害者医療対象者は除く

▶ **助成内容**…保険診療にかかる一部負担金（2割、3割）

※高額療養費、附加給付金を除く

▶ **自己負担金**

通院：医療機関ごと1か月1,000円まで

入院：1日1,200円

※市町村民税非課税者は免除となります。

※学校等におけるケガや疾病および第三者行為による受診分は、支給対象外のため**受給資格証の利用はできません**。（日本スポーツ振興センター災害共済等支給対象外となったときは、領収証を添えて償還払いの手続きをしてください）

更新にかかる現況届の提出について

受給者証の有効期間が1月～12月のため、毎年11月に更新手続きに必要な受給資格の確認を行っています。

★該当する人には提出書類等の通知を送付しますので、忘れずに**11月30日(木)までに**手続きをしてください。

※8月の児童扶養手当現況届が済んでいる人は手続不要です。

医療費受給者のみなさんへ 適正受診にご協力ください

問 こども支援課 ☎ 243

福祉医療制度（こども・ひとり親・重度医療費）は町の皆さんの貴重な税金で実施しています。適正受診にご協力ください。

①かかりつけの医師を持ち、気になることがあれば相談するようにする。

②診察時間内に受診することを心がける。

③医療費負担軽減のため、ジェネリック医薬品を利用する。

④急な病気で心配になったら、下記の救急電話にかける。

▶ **電話番号**：# 7719

ダイヤル回線、IP電話からは☎ 048-824-4199

相談時間：24時間 365日

※# 7000（大人の相談・医療機関案内）# 8000（子どもの相談）もこれまで通りつながります。

miyoshi
イベント
event

日本写真家協会会員が講師 無料写真講習会開催



無料

問 秘書広報室 ☎ 312

→ 田原栄一氏。株式会社ケンコー・トキナー。カメラや機材の知識をいかして、全国各地でセミナーや研修を行っています。



写真の知識や楽しさを感じて、三芳町の魅力を写真で撮影してみませんか。町の風景・イベントなどに活かせる撮り方やワンランク上の写真の撮り方など、日本写真家協会会員の田原栄一氏を招き講習会を行います。

▶ **日時** **11月25日(土)** 13:30～15:30

▶ **会場** 役場3階会議室 ▶ **定員** 50人程度

▶ **申込方法**…11月17日(金)までに専用WEBサイト、秘書広報室に電話またはFAX（049-274-1054）で申し込み。件名を写真講習会、氏名・住所・連絡先を記入してください。

miyoshi
イベント
event

ちくまざわマンズリー Vol.135 Season's Greetings

発売中

問 竹間沢公民館 ☎ 049-259-8311



全員がジャズミュージシャンからなるトリオ。今回はクリスマスソング、ジャズ・スタンダード、オリジナルなど、放つ力と求心力を兼ね備えた有機的サウンドをお届けします。

▶ **日時** **12月9日(土)** 17:30 開場
18:00 開演

▶ **場所** 竹間沢公民館ホール

▶ **出演** 黒沢綾トリオ：黒沢綾 (vo,p)、佐野俊介 (eb)、小山田和正 (ds)

▶ **料金** **前売り** 中学生以上 500円 ※小学生以下は参加整理券
当日 中学生以上 600円 (無料)が必要

miyoshi
お知らせ
news

地域の人たちで支援を 災害時要援護者名簿登録促進月間

問 自治安心課 ☎ 265

町では、災害発生時に自力避難が困難な在宅者を、地域の人たちで支援する仕組み「災害時要援護者避難支援プラン」を進めています。11月は災害時要援護者名簿登録促進（更新）月間です。対象の人は名簿への登録をおすすめします。詳細は各担当まで。

▼ **対象者**

災害時に自力避難困難な在宅の人で家庭等の援助も困難な次の人

- ①要介護3～5の認定を受けている人
- ②身体障害者手帳（1・2級）、療育手帳（A・A）、精神障害者保健福祉手帳（1・2級）のいずれかを所持する人
- ③町の支援を受けている難病患者
- ④70歳以上の一人暮らしまたは高齢者のみの世帯
- ⑤日本語の理解が不十分な在住外国人
- ⑥そのほか自力避難が困難な人

※①～③の人は法律で「避難行動要支援者」に定める重点支援対象者のため、個別計画の提出もお奨めしています。

▶ **名簿登録をするには下記にご連絡ください**

福祉課（☎ 172～175）・健康増進課（☎ 184～187）・自治安心課（☎ 265・266）または住まいの地区の行政区役員や民生委員にお問い合わせください。

miyoshi
お知らせ
news

女性に対する暴力をなくす運動

問 総務課 ☎ 404



毎年11月12日から25日の2週間は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。暴力はその対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されません。あなたに思い当たる場合、一人で悩まず相談してください。

▼ **みよし女性相談（予約制）**

女性の視点に立った悩み・困りごとの相談に応じます。DV・セクハラ・夫婦間のこと・家族のこと・自分の生き方・心身の不安・職場や地域の人間関係など。カウンセラーは三芳町に地縁がなく、プライバシーは厳守します。

■ **日時** / 毎月第2・4金曜 11:00～15:30 ■ **場所** / 役場1階 住民相談室（1人50分間） ■ **相談員** / 専門の心理カウンセラー ■ **相談料** / 無料 ■ **申し込み先** / 総務課

▼ **埼玉県の相談窓口（年末年始除く）**

▽ **埼玉県婦人相談センター DV 相談担当** ☎ 048-863-6060

（月～土 9:30～20:30 / 日・祝 9:30～17:00）

▽ **With You さいたま** ☎ 048-600-3800

（月～土 10:00～20:30 ※日・祝・第3木曜除く）

さしのべて あなたのその手 いちはやく 11月は児童虐待防止推進月間

問 こども支援課 ☎ 242～244

児童虐待防止法が制定された11月を「児童虐待防止推進月間」と定め、国や自治体、関係団体などが啓発のため、様々な取り組みを集中して実施しています。

▼ **児童虐待とは…**

社会全体で解決すべき問題です。児童虐待は、子どもの人権を著しく侵害し、心身の成長と人格の形成に重大な影響を与えるとともに、次世代に引き継がれる恐れもあります。子どもを虐待から守るには、親の立場よりも子どもの立場が最優先されなければなりません。町では、子どもたちの人権を守り、健全な発達を支援するために、関係機関との連携を図り、児童虐待防止のための体制を強化しています。

▼ **相談窓口のご案内**

町では、地域で子どもへの虐待をなくしていくため、子どもや親に接することが多い関係機関で構成する「三芳町子どもを守る地域ネットワーク協議会」を設置し、虐待防止への取り組みを行っています。

子育てや虐待に関する悩みや相談に応じています。ひとりで悩まずに、いつでも気軽にご相談ください。

▼ **児童虐待とは…**

■ **身体的虐待**：殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶるなど。

■ **性的虐待**：子への性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にするなど。

■ **ネグレクト**：家に閉じこめる、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かないなど。

■ **心理的虐待**：言葉による脅し、無視、兄弟姉妹間での差別的扱い、子の前で家族に暴力を振るうなど。

虐待かもと思ったら

児童相談所全国共通ダイヤル



近くの児童相談所につながります。

オレンジリボン運動

児童虐待防止の象徴として、オレンジリボンを広げる運動です。オレンジリボンには、児童虐待の現状を知らせ、防止し、虐待を受けた児童が幸福になれるようにという気持ちが込められています。オレンジリボンを見かけたら、子どもへの虐待防止のことを考えてみてください。